

**静岡県告示第195号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月18日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

静岡県知事 川勝平太

| 路線名   | 供用開始の区間                                | 供用開始の期日   |
|-------|--|-----------|
| 熱海大仁線 | 伊豆市大野字道綱田515番の3から<br>伊豆市大野字道綱田523番の2まで | 令和4年3月18日 |

=====

**静岡県告示第196号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月18日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

静岡県知事 川勝平太

| 路線名       | 供用開始の区間                                  | 供用開始の期日   |
|-----------|--|-----------|
| 下土狩徳倉沼津港線 | 沼津市下香貫字前角967番の10から<br>沼津市下香貫字前角980番の33まで | 令和4年3月18日 |